



島根県報

令和2年6月23日（火）

第 117 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による指定 障害福祉サービス事業廃止の届出	（障がい福祉課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	2
漁船損害等補償法の規定による付保義務の消滅	（水産課）	3
洪水浸水想定区域の指定（3件）	（河川課）	3

【正 誤】

令和2年6月12日付け島根県報第114号中	（農林水産総務課）	4
-----------------------	-----------	---

告 示

島根県告示第410号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

事業者の名称	サービスの種類	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
株式会社はらだや学園	生活介護	株式会社はらだや学園	島根県浜田市熱田町1569	令和2年1月1日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	就労継続支援B型	障害者支援施設清風園	島根県大田市川合町吉永1025	令和2年3月31日
社会福祉法人島根県社会福祉事業団	就労継続支援B型	障害者支援施設緑風園	島根県邑智郡邑南町中野2384	令和2年3月31日
社会福祉法人わかば会	就労移行支援	邑智園	島根県邑智郡美郷町小谷361番地	令和2年4月1日
社会福祉法人わかくさ福祉会	居宅介護 重度訪問介護	デイサービスセンター 共楽苑	島根県益田市桂平町イ107番地3	令和2年4月1日

島根県告示第411号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

益田市市原町イ251-1、イ251-2、イ257からイ263まで、イ263-内1、イ695-2からイ695-4まで、イ696-1からイ696-3まで、イ697-1、イ698-1、イ699、イ700-1、イ700-2

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

市原町イ251-1・イ262・イ263・イ695-2・イ696-1・イ700-1（以上6筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び益田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第412号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

出雲市佐田町一窪田3617-3、3618-1・3619（以上2筆について次の図の示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件**(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び出雲市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第413号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、平成28年島根県告示第458号による保険に付すべき義務は、令和2年6月13日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第25条の規定により告示する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

美保関町加入区

島根県告示第414号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、二級河川浜田川水系浜田川及び二級河川下府川水系下府川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年島根県告示第260号及び平成19年島根県告示第431号）は、廃止する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第415号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の

規定により、二級河川三隅川水系三隅川及び二級河川周布川水系周布川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び浜田県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

浸水想定区域の指定（平成19年島根県告示第261号及び平成19年島根県告示第430号）は、廃止する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県告示第416号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条の規定により、一級河川斐伊川水系神戸川に係る洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間を定めたので、同法第14条第3項及び同令第3条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、島根県土木部河川課及び出雲県土整備事務所に備え置き、一般の縦覧に供する。

令和2年6月23日

島根県知事 丸 山 達 也

正 誤

令和2年6月12日付け島根県報第114号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	箇所	誤	正
10	表中	午後9時～	午前9時～